

2017年2月県議会 一般質問

2017・3・9 今井光子議員の質問

*議会の音声資料から作成したもので、公式の会議録ではありません
日本共産党奈良県会議員団

1. 「平和への権利宣言」について

今井光子議員 今年に憲法制定70年です。戦争しない憲法のある国で、自衛隊の若者が南スーダンにおくられPKO活動に参加しています。国会では国際ボランティアセンターの今井氏の陳述で、「自衛隊の活動する地域は最も危険な地域であり、停戦合意が前提のPKO5原則は崩れている。」と陳述しています。人口の半数が食糧不足で飢餓に見舞われている地域があり300万人が避難民になっています。

稲田防衛大臣は自衛隊の日報を巡り戦闘を武力衝突と言い換えました。自衛官の危険は変わりません。戦前の情報操作による大本営発表と同じです。

自衛官の息子さんが南スーダンに送られている母親が、派遣差し止め訴訟に立ち上がり2月21日札幌地裁で意見陳述が行われました。「私の息子に限らず自衛官が安保関連法による任務で危険にさらされているのは耐え難い苦痛です。だれの子供も殺させてはなりません」と撤退を強く求めました。

2016年11月18日国連では平和に生きる権利をすべての人に認める「平和への権利宣言」が国連総会で採択されました。

投票結果は、賛成131カ国、反対34カ国、棄権19カ国でした。日本政府は反対しましたが日本国憲法の前文に掲げた理念「われらは全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有する」が反映されたものになりました。第1条には、「すべての人は、すべての人権が促進及び保障され、発展が十分に実現されるような、平和を享受する権利を有する。」と書かれています。国家が関与する戦争や紛争に、個人が「人権侵害」と反対できる根拠となる宣言です。

奈良県議会では昭和63年に「国際文化観光・平和県」宣言の決議が上がりました。東アジア地方政府会合では、地方政府の交流が平和の基礎を築く考えの交流が行われています。

憲法制定70年を迎える今あらためて、国連が核兵器の廃絶とすべての人が平和のうちに生存する権利を有することを掲げた「平和への権利宣言」を受け、県として具体的行動計画を作成し取り組んではどうかと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 外交問題でございますが、外交問題は国の専権事項でございます。国連で採択された平和への権利宣言そのものやそれに対する政府の姿勢については、地域の福利厚生の上をもつばらの責務といたします地方行政を担わせていただいている私の立場で申し上げるべきものではないと考えます。

県政をおあずかりする知事の立場で平和への取組について申し上げますと、これまでの議会で答弁の繰り返しになりますが、地方自治の実践こそが平和を志向する国家をささえることになると思っております。

地方自治が基軸になって国家の平和志向をささえている国の話しを最近、2つ耳にしました。

1つは一昨年、奈良県と友好提携協定を結びましたスイスのベルン州でございますが、世界で最も強固な地方自治を實踐されております。そのスイスは永世中立平和主義の国でもあります。歴史的にはハプスブルグ家とのたたかいで3つの地方政府カントンが協約してたたかい、独立して連邦国家をつくった国でございます。

また奈良県のミュージックフェストの開催をきっかけに仲良くなりましたドイツの前総領事カールステンさんはドイツにおける連邦制の堅持こそが平和国家ドイツの維持に結びついていることを常に強調されておられました。

私は国家レベルの取組だけではなく、地方政府どうしや民間どうしの外国との交流などの取組も平和につなげるたいへん有意義なものだと考えております。

最近の東アジアの状況の中でも大変、重要になってきていると思います。議員も言及されました東アジア地方政府会合や東アジアサマースクールなど東アジアとの交流は必ず東アジア諸国との相互理解の進展や平和的な関係の構築につながるものと考えております。本県は東アジアのみならずユーラシアとの交流のなかで高度な文明を受入れ、日本の歴史の中でも誇るべき国際性を有し、数多くの友好交流の歴史を伝える文化遺産やゆかりがございます。

先日もイランの女性副大統領がわざわざ奈良までお越しになりました。奈良とのかつてのゆかりを理解するためのご訪問でございました。今後も歴史的につながりのふかい地域などと地域特性を活かした交流を具体的に継続して実施し、地方レベルの交流を深め、永続的な平和を希求する機運の醸成に努めてまいりたいと考えております。

今井光子議員 今、被爆者国際署名が世界で数億人の規模で取り組もうという大きな定期がされてきておりまして、平和首長会議もいっしょに取り組むというようなことになっております。奈良県は、39市町村が全部、平和首長会議に参加をしているようなところでございまして、私は、知事もぜひこの署名の拡大にご協力をいただきたいなということを思うわけですが、東アジア地方政府会合の中で平和首長会議に入っているところを調べましたら、2つの自治体、中国の成都、ベトナムのフエ、それ以外は加入をしておりません。ぜひ、つながりで声をかけていただけたら良いなと思いますので、お願いをしておきたいと思っております。

2、過労死を生み出さない奈良県づくりについて

今井光子議員 安倍政権の「働き方改革」の議論が始まっています。過労死水準（月100時間年720時間）の残業を合法化して残業代ゼロ制度の導入を目指すもので、とんでもないとの声が上がっています。長時間労働は、働く人の身体と心の健康を傷つけ、家族や子育て、地域社会など日本社会の健全な発展にも大きな妨げになっています。

日本共産党は3月3日長時間労働解消、過労死根絶の緊急提案を発表しました。提案は週15時間、月45時間年360時間以内に規制し、割り増し残業代の支払い強化を提起しています。

県庁職場の残業問題の深刻な実態が明らかになりました。

労働基準法では1日8時間週40時間以上働かせてはならないとされています。やむなく残業させる場合は36協定に基づき月45時間年間360時間を上限にしています。県庁では時間外勤務等取扱要領において月30時間、年間300時間と定めています。奈良県の本庁以外の36協定が適用される職場はあと1職場を除いて36協定の締結が行われています。

昨年から日本共産党が県議会の各委員会や本会議の質問を通じて、残業実態を明らかにしてまいりましたが、H27年12月、H28年1月2月の3か月間に深夜残業手当が支給された本庁所属における超過勤務手当の時間数では、3か月の合計が平均175時間です。これは総残業時間18371時間を深夜残業をし

た人数105人で割ったものです。

3か月間連続で深夜労働が行われていた職場は7職場です。中でも財政課、人事課が突出しています。3か月の残業が300時間を超えている人は28人。その中でも400時間を超えている人は10人おりました。もっとも多い人で450時間です。毎月100時間を超える残業が3か月続いた人は10人です。年間残業時間目安360時間を3か月で超えている異常な実態が明らかになりました。

息子さんが県庁で働いている、あるお母さんからは「帰ってくるのがいつも夜中、早朝まで仕事をしてそのまま仕事の時もある。職場ではうつ病や、死にたいという人など深刻。このままでは体が持たない何とかしてほしい。」との声が寄せられています。

この間県庁内では様々な取り組みがされていますが長時間残業問題はますますひどくなっています。

〈図〉

27年と28年の12月を比べたものです。人事課、財政課で27年は80時間以上の残業が29人そのうち160時間を超えたのは8人でしたが28年12月は過労死ラインの80時間を上回る残業は28名、過労死ラインの2倍に当たる160時間を超える人が昨年より4名増えて12名おりました。最高は168時間です。これは1日に2日分の労働をすることになり残りの8時間で、すべてを行うことは睡眠を削るしかありません。慢性的長時間労働によって日本人の睡眠不足が重大な経済損失をもたらしている調査結果も出ています。

平成28年12月、本庁の各職場の総残業時間は20392時間、これは8時間のフルタイム月160時間で換算すると127、4人分に当たります。知事部局の各職場の定員に対して欠員は3月7日現在147人となっていますこれは昨年6月9日は136名でしたので11名も増えております。常に定員どおりの人が配置されていれば残業をなくすことは可能です。必要な人員は増やすべきと考えます。

過労死が出てからでは間に合いません。そのためには労働と次の労働までの間を11時間あけるというEUI並みのインターバル制度の導入も県庁にも取り入れるべきと考えます。現場の知恵を出し合い不要な仕事を減らすことも重要です。

そこで、知事に伺います。

奈良県最大の職場である県庁の働き方は県内の自治体をはじめ多くの企業に多大な影響をあたえることになり、県庁の長時間労働の改善は緊急の課題と考えますが、どの様に改善しようとしているのかお聞かせください。

荒井正吾知事答弁 超過勤務は職員自らの判断によるものではなく、所属長を初めとする管理監督者が真に必要な超過勤務にのみ、超過勤務を命じることが基本中の基本だと思っております。このようなしっかりしたマネジメントの徹底が超過勤務の縮減につながるものと考えております。

このことから働き方にメリハリをつけ、自身の健康管理と公私ともに充実した日々が過ごせるよう毎週水曜日を定時退庁日に設定し、人事課と職員労働組合が連携して、各所属を巡回され、超過勤務命令のない職員がいた所属長に注意文書を発行するなど、管理監督者及び職員に注意喚起をうながす取組を実施しはじめました。また、庁議の場で注意文書の発行枚数を発行させることで管理責任者の退勤管理のみえる化をするとともに、時期による業務の偏りなどの把握にも努めているところでございます。

議会のある時期は議会の答弁を作成する財政課の職員の残業がきわめて増えますが、そのことについてはご理解を願いたいと思っております。

さらに今年度は新たに各部内の繁閑調整や超過勤務の縮減の取組みをさらに推進するため、各部次長を企画管理室長事務取扱にしておりますが、組織管理事務責任者としての発令をおこない、事前命令の徹底や部局内各所属の繁忙の状況や職員の超過勤務の状況の把握に努め、適時に必要な措置を講ずることができるよう徹底をはかっております。

その他の新しい取組もすすめたいと考えております。3つほどございます。1つは勤務時間管理の適正化にかかる文書を発出する予定でございます。職員の出退勤管理の徹底をはかりたいと思います。来年度の新しい取組といたしまして19日19時完全消灯実施の拡大や（仮称）時間外勤務対策プロジェクトチームを設置し、現状の認識と対策の徹底をしたいと思います。3つめは会議の効率化や資料の削減等の取組を私から率先してすすめるとともに、効率的な業務マネジメントを管理職の人事評価項目に組み込むことをしたいと思います。このような取組でございますが、それを充実させ、超過勤務の縮減につながればと考えております。

今後とも長時間労働の是正にむけては、所属長を初めとする管理監督者がしっかりとマネジメントをおこない、真に必要な職員に対して適切な超過勤務を命ずる一方、超過勤務命令のない職員をしっかりと帰らせることが重要でございます。これを周知徹底し取り組んでいきたいと考えております。

今井光子議員再質問 知事は、議会の質問をする、そういう時期は残業が増えるのでちょっと我慢をというようなことを言われましたが、しかし、資料も示しましたように月に80時間、160時間を超えて働いている職員の方がいらっしゃるということについては、どのように認識をされているのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

それから欠員なんですけれども、欠員も半年の間に11人も増えているという状況です。なかなか、一昔前であれば公務員が一番、なりたい仕事であり選ばれていたわけですが、最近はなかなかきてもらえないというようなこともあるかもしれませんが、この欠員、なんで人が来てくれないのか。知事、何か考えていることがありましたらおたずねをしたいと思います。

荒井正吾知事答弁 職員の働き方についての再質問でございます。1つは偏在です。大変長く残業をされる部局があるということでございますが、偏在は部局への偏在と季節の偏在、両方あるように思います。財政課がやりだまにあがっておりますけれども、財政課は部局の偏在がありますとともに、季節の偏在があるわけでございます。常時議会があるわけではございませんし、財政も予算編成はございますが、年がら年中というわけでもございません。

季節偏在があるところはどのようにすれば良いのか。その季節だけ定員を増やすというような器用なことができないのが季節偏在の悩みでございます。

これまでの伝統的な手法といたしましては、忙しいときは残業を我慢してくれ、その代わり暇なときはたっぷり休んでくれという、そのようなやり方が伝統的でした。そのようなことで疲労が回復するのかを考えると難しいところがあるように思うわけですが、季節偏在、また部局偏在についてはもう少し考えて検討していかないといけないことだと思います。もう少し勉強さしていただきたいと思いました。

全部局にわたって、このような、みんなすごい働いていると。働いているということを知ってもらうことは多少、ありがたいことでありますけれども、全部が財政課のように働いているんだということではないわけでございますので。部局偏在、季節偏在をどのように解決するかは知恵がいるように思いますので、勉強を続けたい、日本のいろんな職場では同じようなことがありますので、定員の増加だけではなかなかいかないということでございます。

欠員についてのご質問がございました。欠員も最近、目立ってきているように思っております。欠員の理由というのはいろいろありまして、募集してもこられない場合があったり、たまたま辞められる方もでることが重なったりといった、事情がいろいろあるようでございますので、欠員の生じた事由というのをもう少しつぶさに勉強さしていただきたいと思っております。

今井光子議員 ほんとうに過労死をださないということで、ぜひ、具体的な対策をすすめていただきたいことをお願いしておきます。

3. 子ども医療費助成制度について

今井光子議員 奈良県では昨年8月の診療分から、子どもの医療費助成を、通院についても中学卒業まで対象にし、助成対象範囲を拡大されました。しかし、助成の方法は、いったん医療機関の窓口で、2割か、3割の自己負担分の支払いを行ったうえで外来であれば1レセプトあたり月500円又は1000円の定額一部負担金を差し引かれた額が後から払い戻しになるという方法です。これでは、窓口での支払いが大変で、小児科では給料日前になると子供の受信が減るとの声を聴きました。

窓口でもお金の負担なく医療が受けられるようにという声は大変大きいものがあります。

このような窓口での負担がない現物給付方式導入の妨げとなる国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、全国的な廃止を求める声に押されて厚生労働省は2018年（平成30年）4月1日より、未就学児までの医療費助成については減額調整措置の対象としない方針を決定しました。

そこで、知事に2点伺います。

①奈良県においては、国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置廃止の方針を受け、子ども医療費助成制度への現物給付方式の導入に向けて、どのように対応しようとしているのか伺います。

②未就学児について現物給付方式を導入するだけでなく、小学生・中学生も含めて、定額一部負担金もない窓口払いの完全な無償化を行うべきと考えますがいかがでしょうか。

荒井正吾知事答弁 未就学児までを対象に現物給付方式を導入するかどうかについては、本年度中学生の通院にまで助成対象を引き上げたときと同様に、助成事業の実施主体でありますすべての市町村の合意形成が前提と考えております。

これを基本に未就学児までを対象に現物給付方式を導入するにあたっての課題を整理し、認識を共有化することを目的に県と市町村による勉強会の開催について、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

今般の国の見直しは未就学児までを対象に減額調整措置が廃しされるものでございます。本県では一旦、窓口で自己負担金を支払っていただき、後日自動的に助成金を口座に振り込む自動償還方式を採用しております。この方式により減額調整措置をうけることなく、受給者の利便性を確保してきたところでございます。

財政状況が厳しい国保の運営にとりまして国庫負担金の確保はきわめて重要であることは変わりがありませんので、未就学児を対象とした現物給付方式については市町村と検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、定額一部負担金についてはこれを廃止した場合、必要となる財源は現行制度の1.5倍、5割増しとなる約18億円にふくらむと見込まれます。加えまして、今般の国の見直しでも議論となりましたが、医療費無償化による受診拡大等が医療保険制度や医療提供体制に与える影響も考慮する必要があるかと思えます。

子ども医療費助成制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とし、また受給者の適正受診を確保する観点からも定額一部負担金は必要と考えております。

今井光子議員 子どもの医療費につきましてはぜひ、無償化をしていただきたいと思います。と考えております。

4. 貧困の連鎖を断ち切るための取組について

今井光子議員 格差と貧困の広がりには世界の大金持ち8人の所得と地球の人口72億人の半数36億

人の所得が同じという驚くべき事態に進んでいます。

下流老人、女性の貧困、若者の貧困、子供の貧困といわれ、身近に寄せられる相談も生活苦に関するものが増えています。貧困率は16.1%でOECDの中でワースト6位、子供の貧困は16.1%となり貧困の連鎖が深刻です。働きながら生活保護水準以下の収入しかないワーキングプアは就業世帯の約1割、貯蓄0世帯は3割になっています。この国と日本経済の持続可能な発展にとっても貧困の連鎖を断ち切る対策が必要です。

生活保護は憲法25条健康で文化的な最低限度の生活を保障するものとして最低基準が定められています。私に寄せられる相談の多くが生活保護を受けたいが自分の生活とてらし合わせて受けられるのかというものです。あるいは客観的にみてかなり困窮状態にもかかわらず生活保護は家があったら受けられないなどと、最初からあきらめている人もたくさんおられます。また生活保護だけは受けたくないと思っている人もたくさんいます。

我が国では生活保護規準以下なのに実際に保護を受けている人の割合は2割と少なく、最低基準以下の生活を余儀なくされている方がかなりの数になっています。生活保護の目的は自立の助長でありとことん困って借金でどうにもならなくなって生活保護に行きつくのではなくそれまでにできる支援を早く行うことで健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立助長にすべきと考えます。

私は医療現場で19年間医療ソーシャルワーカーをしてきましたので、世帯の年齢構成や家賃、医療費、などから最低保護基準を計算して相談に乗ってきました。現在奈良県のホームページで紹介されている生活保護の説明では、困っていてもなかなか相談につながらないように感じます。

現在国では最低基準が生活保護の基準として定められています。住む場所や、年齢、世帯の構成や、収入状況で具体的な保護基準が違ってきます。また急な支出の場合に利用できる一時扶助など、誰にでもわかるようにするべきと考えます。

そこで、健康福祉部長に伺います。

生活保護基準を県のホームページに掲載し、見える化を進めることで、本当に困ったときの相談につながると考えますがいかがでしょうか。又、生活保護に陥らないため平成27年4月からスタートした生活困窮者自立支援制度は、非常に重要なものであると考えますが、これまでの制度の運用状況について伺います。

土井健康福祉部長答弁 生活保護の受給決定にあたりましては、生活に困窮されている方がお住まいの市町村や年齢、生態構成、収入状況、健康状態など個々の状況を確認することが必要でございます。しかしながら、議員ご指摘の生活に困った時の早期相談につなげることは大切でございますので、県のホームページにおいて生活扶助の種類や内容、保護制度のQ&A等をわかりやすく掲載するなど生活保護制度の見える化にとりくんでまいりたいと考えております。

次に生活困窮者自立支援制度は生活困窮者が生活保護にいたる前に手をさしのべ、自立の促進を図るという観点から重要な制度でございます。このため県におきましては、県社会福祉総合センター内に奈良県中和吉野生活自立サポートセンターを設置いたしまして、生活困窮者の支援にあたっているところでございます。その際、生活困窮状態から脱するためには、就労支援がもっとも重要な取組と考えております。このため地域の民生委員やハローワーク等の関係者とネットワークを構築して支援にあたるなど個別の課題に対応したチーム支援に取り組んでおります。この結果、平成27年4月の制度開始から今年1月末までに332名の方に就労支援をおこない、そのうち約40%の128名の方が就労につながっているところでございます。さらに、相談者の中には長期間、引きこもり等で就労経験が乏しくすぐには就労に結びつかないケースもございます。このため、今年度から生活習慣の形成やビジネススキルの所得支援など、個々の状態に応じた就労準備支援を実施をいたしております。さらに来年度は県が認定する就労訓練の受入事業所を拡充するため新たに専任職員を配置いたしまして、就労自立支援の強化に取り組むなど支援の充実に努めてまいります。

今井光子議員 ホームページに詳しいことを掲載していただくということでございますので、それについてはぜひ、前にすすめていただきたいということをお願いしておきます。

5、小規模企業振興基本条例について

今井光子議員 中小企業基本法では小規模企業とはおおむね常時使用する従業員の数が20人（商業、またはサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業所をいうと定めています。

奈良県では事業所の86.3%の事業所が小規模企業で全国平均より1.2ポイント高く、常用雇用者数では24.8%を占めこれも全国平均より10.2ポイントも高く、従業員総数では38.5%と、全国平均より15ポイントも高く、奈良県経済で重要な役割を担っています。

経済のグローバル化が進む中で、東京一極集中が進み地域経済が衰退しています。こんな時こそ地域の実情に合った独自の産業政策が求められています。大型公共事業と企業誘致が地域活性化につながるという神話は崩れました。

地域が豊かになることは、地域にある経済主体である、（企業、商店、農家、協同組合、NPO、地方自治体）などが毎年地域に再投資を繰り返し、仕事と雇用を生み出し住民の暮らしが持続可能であるようにしていくことです。そのカギを握るのが小規模企業です。

今議会に小規模企業振興基本条例が提案されました。私も商工団体連合会のみなさんから事前に説明会を持ってほしいとの要望をいただき、昨年、県の担当者から説明していただく勉強会を開かせていただきました。その時に出された意見が、「自分たちのことがどこに書かれているのか。」「これを作ることでどのようなことができるのか。」「日頃からもっと業者の実態を知ってほしい。」など様々な意見が出されていました。今回パブリックコメントでは70件の意見が寄せられたと伺い、この条例に県民の方が並々ならぬ期待をされていることを痛感しています。

そこで、産業・雇用振興部長に2点伺います。

県はパブリックコメントにおいて、条例の「骨子案」を示し、県民から意見を求められましたが、寄せられた多くの意見を今回提案された条例案にどのように反映されたか伺います。

また、地域では人口減少で仕事や顧客の減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷、によって売り上げや事業所の減少、経営者層の高齢化で後継者がいない、人手不足など多くの課題を抱えています。制度の周知や相談窓口の設置、また実際に活用する場合の申請手続きの煩雑化の解消など、小規模企業が抱える困難を具体的に支援できる施策が必要だと考えます。県はこの条例の施行を機に、どのような施策で小規模企業を支援されるのか、あわせて伺います。

森田産業雇用振興部長答弁 先般、実施致しましたパブリックコメントでは6つの団体、2人の個人から、委員、ご指摘のとおり、70件の多様な意見が寄せられました。

その意見の内容は大きくは2つに分けられると考えております。1つは、小規模企業がおかれた厳しい現状に目を向け、事業の持続的な発展に軸足をおいた条例とするように求める意見、2つめは施策の実施にあたり実態把握につとめ、その実効性を高めるべきだという意見であります。

まず1つめにつきましては、条例案の基本理念において地域密着の多様な事業活動で独自の商品サービスをもち、自主的な努力を続けている小規模企業の特徴が最大限発揮される環境整備をはかることで小規模企業の事業の持続的な発展をうながすということ掲げることとしており

ます。

2つめについて、これまで事業者の皆さんの実態把握が重要と認識しまして取り組んでまいりましたが、新しい条例の制定を機にその取組をさらに充実するなど県の動きを活発化していきたいと考えております。条例案では地域金融機関を含む小規模起業支援団体との連携を盛り込むことといたしました。また、小規模企業の実態に詳しい有識者のご意見をいただくなど施策の実効性をいっそう高めていきたいと考えております。

次に、支援施策の推進にあたりまして条例案に掲げております経営向上に有益な情報の提供、販路の開拓、資金供給といった8つの基本方針にそって進めて参ります。具体的な例示をもうしあげますと、来年度新たに経営のノウハウを体系化した手引を作成し、有益な情報を提供する、あるいは各種支援メニューを飛躍のきっかけとしていただいで活用していただいで、チャンスをつかんでいただいでように情報発信を工夫していきたいと考えております。また、地域農産品で独自の新しい土産物をつくるといった農商工連携の促進、さらに県内各地でおこなわれます文化、スポーツといったイベントによる誘客をご商売につなげていくような場づくりなど県庁の部局が連携したきめ細かな支援をすすめることで努力する小規模企業の事業活動に弾みをつけていただきたいと考えております。

変化が激しい時代のなかで新条例が努力し続ける小規模企業の味方となりまして、小規模企業にその力を存分に発揮していただけますよう、またグローバルニッチトップをめざす小さくても強い企業、小さくても長く続く企業をふやしていくため、県としても環境整備充実に努めてまいり所存でございます。

今井光子議員 小規模基本条例、ほんとうに多くの皆さんが、やっと自分たちがかかわることができるという思いで、受け止めておりますので、積極的にすすめていただきたいと思っております。

6小中一貫教育について

今井光子議員 2016年4月から学校教育法の改正により小中一貫教育が制度化されました。地元王寺町でも小中一貫校の方向が示され住民の不安が広がっています。計画では2つの中学と3つの小学校を2つの義務教育学校にして、学年段階の区切り9年間を4, 3, 2とする小中一貫したカリキュラムで進めようというものです。これによって小学校の1クラスの人数はふえ、1000人を超える大規模校ができることとなります。現在の王寺中学校の敷地に建設が予定されておりグラウンドや体育館、プールなどの広さが確保できないのではないかと心配されています。

町主催のタウンミーティングやスクールミーティングでは、「今ある学校をなくさないで。」「もっと丁寧な話し合いが必要。」「時期尚早。」との声が多く出されています。私も総合教育会議の傍聴をさせていただきました。委員の方々からは真剣な意見が出され、住民の声も反映されて丁寧な運営がされていました。しかし具体的な教育の中身については情報が不足していることを感じました。

単なる学校統廃合になれば地域の学校をなくさないでと反対の声が広がります。しかし小中一貫教育で、中1ギャップの解消や、学力の向上など説明されるとよくわからないままに進められる危険性があります。

五條市でも8つの小学校を4校に、5つの中学が2校になる案が示されていますが、スケジュールが早くももっと時間をかけて話し合っしてほしいとの声が住民説明会で出ています。

国では公聴会に参考人を呼んで意見を聞いていますが、早期に導入した品川区の小中一貫校の実態が紹介

されています。(1)小中一貫校の目的は学校統廃合(2)小学校5、6年生の活躍の場(リーダーシップ)の消失(3)前倒しの詰め込みカリキュラムと行政による教育内容への「不当な支配」の危険性(4)「一貫校」であるのに多くの生徒が転出し、中1で約半数が外部から入学しているなどが指摘されています。さらに一貫校設置には教育学的根拠もなく、具体的な検証もないと述べられています。

品川区の小中一貫校では2012年にいじめが原因と考えられた自殺事件が相次ぎました。教員が情報や問題意識を共有する日常的な会議も行われていなかったこと。独自カリキュラムの導入や授業時間の増加で教職員の休日出勤が恒常化している実態があり学校の規模が大きすぎるため「子どもたちの中で起こっている問題が全く見えない」と意見が出ています。大規模化が児童に与えた弊害をもっと直視すべきだと考えます。

新たな教育制度に移行するには現場の教師の意見を十分に聞いて進めることが必要ですがこの点においても不十分だと言わざるを得ません。そうした条件を無視して統廃合を進めれば、子どもの通学を困難にし、地域の教育力を弱め、子どもの集中でマンモス校化するなど子どもの学習権を後退させ、地域の文化やコミュニティの拠点を奪うことにもなります。

そこで教育長に3点お伺いします。

まず、現在奈良県下ではすでに小中一貫教育が実施されている自治体や、今後、導入が検討されている自治体があると聞いていますがその現状をお聞かせください。

次に、小・中学校における適正な学校の規模とはどのようなものなのでしょうか。

また、県教育委員会として、小中一貫教育のメリットもデメリットも適切に情報発信し、各自治体において住民の合意が得られるよう、丁寧で慎重な対応が必要と考えますがいかがでしょうか。

吉田教育長答弁 小中一貫教育は義務教育9年間を1つのまとまりとしてとらえ、小中学校が連携をより強固にして子ども達の学習指導、生活指導を充実させ、学力の向上や豊かな人間性を育成することをねらいといたしております。今年度、県下におきましては小中一貫教育を導入している市町村は3市2村の5市村でございます。また、今後導入を五條市、王寺町において検討をしていると聞いております。

次に適正な学校の規模については、学校教育法施行規則には小中学校ともに12学級以上18学級以下が標準と示されており、小中一貫教育をおこなう新たな学校として平成28年度から設置可能となった義務教育学校は18学級以上27学級以下が標準となっております。小中一貫教育導入に当たってのメリットといたしましては9年間を見通した系統的な教育をおこなうことによる学習意欲の向上や中学校進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適合をおこすいわゆる中1ギャップの解消などがあげられております。一方、新たな取り組みに対して、保護者が不安を感じる場合もあることから、保護者や地域住民の声を丁寧に聞き、ビジョン、目標を共有し、地域一帯となって子ども達を育む、地域とともにある学校への転換を図ることが重要でございます。

いずれにいたしましても、市町村立の学校における小中一貫教育の導入は設置者である市町村教育委員会の判断となりますけれども、県教育委員会では制度の導入を検討している自治体に対しては、国や県での先行事例の成果や課題などの情報提供、また必要に応じて設置協議会に指導主事を派遣するなど適切に支援をしております。

今井光子議員再質問 小中一貫校では分離をする場合と、小中がいっしょになる場合とありますが、そのやり方でいけるのかどうか。王寺町の場合でしたら、北小学校は廃止される方向ですが、この学校は不登校児童が一人もいないんです。そういう学校をつぶしてはもったいないという意見がございます。小中一貫校とそこと分離をしてというようなやり方は可能なのかどうか、その点をおたずねしたいと思います。

吉田教育長答弁 小中一貫教育におきましても校舎が別々に分かれている場合、これは奈良市が取り入れておりますが、校舎が一体型になっても小中一貫教育、先生が別々に小学、中学と別々に配置されるケース、それから今年度できました義務教育学校というのは、先生方がともに

同じ小中の免許をもっているケースというように形態はいろいろございます。

先生がおっしゃいました形態もとれると思いますけれども、結局、ビジョン、目標というものは何かということによって制度をしっかりと設計していく必要があると思っております。

(了)